

印刷業などで1, 2-ジクロロプロパンを取り扱っていた従業員の方へ

# 健康管理手帳の申請はお済みですか

印刷会社などで、1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業務に従事していた方は、離職時、または離職後に「健康管理手帳」の交付を申請することができます。健康管理手帳の交付を受けると、6カ月に1回、指定された医療機関で健康診断を無料で受けることができます。

## 対象業務

1, 2-ジクロロプロパン※1を取り扱う業務※2

※1 重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む

※2 厚生労働省令で定める場所（屋内作業場など通風の悪い場所）での印刷機、その他の設備の清掃の業務（洗浄または払拭の業務）

## 交付要件

対象業務に3年以上従事した経験があること※

※ 従事期間が3年に満たない場合であっても、個別にご相談ください。

## 対象者

対象業務に従事したことがあり離職する方、または、対象業務に従事したことがあり、すでに退職している方（現在は対象業務から離れている方も含む）

## 申請先

離職時：事業場の所在地を管轄する都道府県労働局

離職後：申請する本人の住所地を管轄する都道府県労働局

## 申請書類

次の書類が必要です。3は条件により申請書類が異なります。

- 1 健康管理手帳交付申請書
- 2 従事歴申請書（申請者本人が記載した従事歴）
- 3 手帳の交付対象業務に従事していたことを証明する書類

### <事業者の証明が得られる場合>

事業者証明書（対象業務に従事していたこと、従事期間についての事業者の証明書）

### <事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合>

①本人申立書

②同僚証明書（対象業務に従事していたこと、従事期間についての同僚2名以上の証明書）

### <事業者の証明書、同僚の証明書ともに得られない場合、または不十分な場合>

①本人申立書

②事業場における健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、雇用保険に関する証明書、給与明細のいずれか

## 厚生労働省ホームページ

このリーフレットは以下のURLからもダウンロードできます。

「1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業務が健康管理手帳の対象業務になりました」

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/140619-1.html>

トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全衛生 > 施策情報  
> 施策紹介 > 安全衛生関係リーフレット一覧